

災害時協力 井戸募集



あなたの井戸がきっとみんなの助けになる



地震などの災害で水道の給水が停止したときに、不足しがちな生活用水（トイレ・洗濯・掃除などに使用する水）を、所有している井戸から無償で提供していただける協力者を募集しています。

- 登録にあたって井戸水を無料で検査します（条件により、検査実施できない場合もあります）。
- 詳細は下記の問い合わせ先にご連絡ください。
- 井戸を所有しておられる県民のみならず、事業者のみならずのご協力をお願いします。

募集は下の11市町村にある井戸だよ



鳥取県トリピー

【お住まいの下記市町村又は県担当課へお問い合わせください】

鳥取市役所

危機管理課 電話：0857-30-8034

国府町総合支所 電話：0857-30-8652

福部町総合支所 電話：0857-30-8662

河原町総合支所 電話：0858-71-1722

用瀬町総合支所 電話：0858-71-1892

佐治町総合支所 電話：0858-71-1912

気高町総合支所 電話：0857-30-8672

鹿野町総合支所 電話：0857-30-8682

青谷町総合支所 電話：0857-30-8692

米子市役所 環境政策課 電話：0859-23-5257

倉吉市役所 防災安全課 電話：0858-22-8162

境港市役所 防災危機管理課 電話：0859-47-1071

岩美町役場 建設水道課 電話：0857-73-1567

若桜町役場 地域整備課 電話：0858-82-2239

琴浦町役場 総務課 電話：0858-52-2111

北栄町役場 総務課 電話：0858-37-5862

日吉津村役場 住民課 電話：0859-27-5951

大山町役場 総務課 電話：0859-54-5201

日南町役場 建設課 電話：0859-82-1113

鳥取県生活環境部 自然共生社会局 水環境保全課 電話：0857-26-7401

災害時協力井戸を募集します

災害が発生し水道の給水が停止したときに、被災者の方々の生活用水として無償で井戸水を提供していただける協力者を募集します。

東日本大震災では、最大約5ヶ月の期間、水道水の供給が停止しました（津波被災地区を除く）。このとき、井戸所有者が井戸を一般開放し、地域住民が生活用水を確保した事例が見られました。

大規模震災が発生したときは、飲み水の確保が最優先となり、トイレ・洗濯・掃除などの生活用水に使用する水が不足する恐れがあります。

鳥取県では、市町村と協力して、災害の際に井戸水をトイレ・洗濯・掃除などの生活用水として提供していただける井戸の登録をすすめます。

井戸を所有の県民のみなさま、事業者のみなさま、ご協力をお願いします。

Q. 登録するにはどうしたらいいの？

A. 現在、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、日南町において協力者の募集を行っています。申込み先は、チラシの表面記載先となります。ご不明点はお問い合わせください。

Q. 登録したあと、災害が発生した時はどうしたらいいの？

A. 災害などが発生し水道水の供給が停止した時に、可能な範囲で、お持ちの井戸を無償で開放していただき、被災者の方々に生活用水の提供をお願いします。

ご協力よろしくをお願いします。